

修正対象物品の令和8年度における輸入基準数量

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第1項の規定に基づき、令和8年度における修正対象物品の各輸入基準数量を下記のとおり公表する。

記

1. 経済連携上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪EPA)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	145,000	トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	210,000	トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	
3	牛肉	発効国全体	684,400	トン
3の2	牛肉	英国	684,400	トン
4	豚肉(基準価格以上)	オーストラリア	264	トン
5	豚肉(基準価格以上)	カナダ	324,314	トン
6	豚肉(基準価格以上)	シンガポール	0	トン
7	豚肉(基準価格以上)	チリ	48,708	トン
8	豚肉(基準価格以上)	ニュージーランド	0	トン
9	豚肉(基準価格以上)	ブルネイ	0	トン
10	豚肉(基準価格以上)	ベトナム	0	トン
11	豚肉(基準価格以上)	ペルー	0	トン
12	豚肉(基準価格以上)	マレーシア	0	トン
13	豚肉(基準価格以上)	メキシコ	147,987	トン
14	豚肉(基準価格以上)	英国	1,995	トン
15	豚肉調製品	オーストラリア	17	トン
16	豚肉調製品	カナダ	76	トン
17	豚肉調製品	シンガポール	1	トン
18	豚肉調製品	チリ	0	トン
19	豚肉調製品	ニュージーランド	0	トン
20	豚肉調製品	ブルネイ	0	トン
21	豚肉調製品	ベトナム	0	トン
22	豚肉調製品	ペルー	0	トン

23	豚肉調製品	マレーシア	0	トン
24	豚肉調製品	メキシコ	0	トン
25	豚肉調製品	英国	3	トン
26	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	発効国全体	7,667	トン
26の2	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	7,667	トン
27	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	発効国全体	6,722	トン
27の2	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	6,722	トン
29	SPF製材	カナダ	1,825,000	m ³
30	パーティクルボード	ニュージーランド	73,800	m ³
31	OSB等	カナダ	260,000	m ³
32	熱帯産合板	マレーシア	1,211,200	m ³
33	合板	ベトナム	284,000	m ³
34	広葉樹合板	マレーシア	714,400	m ³
35	針葉樹合板	カナダ	7,800	m ³
36	針葉樹合板	チリ	21,000	m ³
37	針葉樹合板	ニュージーランド	69,600	m ³
38	豚肉(基準価格未満)	発効国全体	138,000	トン
38の2	豚肉(基準価格未満)	英国	138,000	トン

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日欧EPA)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	
39	牛肉	欧州連合	49,722	トン
40	豚肉(基準価格以上)	欧州連合	332,084	トン
41	豚肉調製品	欧州連合	3,995	トン
42	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	欧州連合	3,544	トン
43	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	欧州連合	3,067	トン
45	豚肉(基準価格未満)	欧州連合	96,600	トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)

項	概 要		国・地域	輸入基準数量	
46	牛肉	輸入基準数量①	アメリカ合衆国	271,040	トン
		輸入基準数量②	アメリカ合衆国	684,400	トン
47	豚肉(基準価格以上)		アメリカ合衆国	265,170	トン
48	豚肉調製品		アメリカ合衆国	1,044	トン
49	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)		アメリカ合衆国	7,667	トン
50	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)		アメリカ合衆国	6,722	トン
52	豚肉(基準価格未満)		アメリカ合衆国	138,000	トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(日英EPA)

項	概 要		国・地域	輸入基準数量	
53	牛肉		英国	49,722	トン
54	豚肉(基準価格以上)		英国	333,922	トン
55	豚肉調製品		英国	3,995	トン
56	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)		英国	3,544	トン
57	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)		英国	3,067	トン
58	豚肉(基準価格未満)		英国	96,600	トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の項番号。
 - ・ 輸入基準数量①は、アメリカ合衆国協定第一輸入数量(アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量)に対する輸入基準数量。
 - ・ 輸入基準数量②は、アメリカ合衆国協定第二輸入数量(アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉(英国を原産地とするものを除く。)の輸入数量の合計数量)に対する輸入基準数量。
- ※ 豚肉(基準価格以上)及び豚肉調製品の輸入基準数量を追記。なお、その他の物品の輸入基準数量は令和8年3月31日及び同年4月7日にそれぞれ公表済みのもの。

(参考)関税暫定措置法施行令第19条の3に基づく各輸入数量

- ・ **1の項及び2の項**の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む。
- ・ **3の項**の輸入数量には1の項の輸入数量及び2の項の輸入数量を含む。
- ・ **3の2の項**の輸入数量は、1の項の輸入数量、2の項の輸入数量、3の項の輸入数量及び53の項の輸入数量の合計数量。
- ・ **14の項**の輸入数量には54の項の輸入数量を含む。
- ・ **25の項**の輸入数量には55の項の輸入数量を含む。
- ・ **26の2の項**の輸入数量は、26の項の輸入数量と56の項の輸入数量の合計数量。
- ・ **27の2の項**の輸入数量は、27の項の輸入数量と57の項の輸入数量の合計数量。
- ・ **38の2の項**の輸入数量は、38の項の輸入数量と58の項の輸入数量の合計数量。
- ・ **49の項**の輸入数量には26の項の輸入数量(英国を原産地とするものを除く。)を含む。
- ・ **50の項**の輸入数量には27の項の輸入数量(英国を原産地とするものを除く。)を含む。

- ・ **52の項**の輸入数量には38の項の輸入数量(英国を原産地とするものを除く。)を含む。
- ・ **53の項**の輸入数量には3の項の輸入数量(英国を原産地とするものに限る。)及び39の項の輸入数量を含む。
- ・ **54の項**の輸入数量には14の項の輸入数量及び40の項の輸入数量を含む。
- ・ **55の項**の輸入数量には25の項の輸入数量及び41の項の輸入数量を含む。
- ・ **56の項**の輸入数量には26の項の輸入数量(英国を原産地とするものに限る。)及び42の項の輸入数量を含む。
- ・ **57の項**の輸入数量には27の項の輸入数量(英国を原産地とするものに限る。)及び43の項の輸入数量を含む。
- ・ **58の項**の輸入数量には38の項の輸入数量(英国を原産地とするものに限る。)及び45の項の輸入数量を含む。